



災害時における浜松市への燃料輸送に関する覚書

一般社団法人 仙台建設業協会

伊藤忠エネクス株式会社 東北支店

災害時における浜松市への燃料輸送に関する覚書

一般社団法人 仙台建設業協会（以下、甲という）と伊藤忠エネクス株式会社（以下、乙という）とは、甲と一般社団法人 浜松建設業協会（以下、丙という）が締結している災害時における相互援助協定に基づき、甲からの協力要請により乙が受諾した場合の浜松市内への援助燃料の輸送に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙が浜松市において大規模災害が発生した時に、甲からの要請に従い、乙の対応が可能な範囲において浜松市内へ乙又は乙が指図した第三者（以下、乙らという）をして復旧作業の援助燃料を迅速に輸送し、復旧に寄与することを目的とする。

（輸送先）

第2条 乙らが援助燃料を輸送する場合の輸送先は、丙の会館（浜松市中区山手町 15 番 19 号）とし、到着後、丙の誘導で最終輸送先へ向かうものとする。

2 甲は、丙と協議の上、乙らが丙の会館に到着するまでに前項の最終輸送先を確定しておくものとする。

（緊急輸送）

第3条 乙は、援助燃料を輸送する場合、迅速な輸送のため、出発までに必要な準備をしておくものとする。

（出発日）

第4条 浜松地方に大災害が発生した日を含め、可能な限り早い日とする。

（代替輸送）

第5条 乙らが、甲の協力要請に従い援助燃料を輸送するとき、何らかの理由で輸送できない場合もしくは、他地域からの輸送の方が輸送先への到着が早い場合は、乙の責任で他の者に代替輸送を依頼できるものとする。ただし、乙は他の者に対し、本覚書を事前に周知しておかなければならぬ。

（援助燃料）

第6条 援助燃料は、ガソリン、軽油合わせてタンクローリー1台（約 20,000 リッター）を基本とし、詳細は甲乙協議する。

（運転手の宿泊）

第7条 乙らが援助燃料を輸送する場合、甲は、丙と協議の上、安全な帰還のため乙らの宿泊及び飲食を確保する。

(燃料費等の支払い)

第8条 甲は、乙らが輸送先へ納入した場合、当該納入後1ヵ月以内に乙に対して援助燃料費等を支払う。なお、当該燃料費等は災害が発生する直前における燃料単価を基準とし、甲乙協議して決定する。

(損害負担)

第9条 甲及び乙は、甲の協力要請に従い乙が受諾した本覚書の業務中に生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、緊急時の連絡先はそれぞれ以下の通りとする。

甲 一般社団法人 仙台建設業協会 事務局
乙 伊藤忠エネクス株式会社 東北支店

(協議)

第11条 甲及び乙は、本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定める。

(覚書の有効期限)

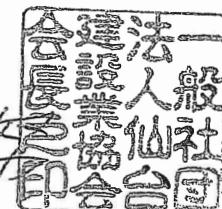
第12条 本覚書は、覚書締結の日から1年間効力を有する。なお、解消又は変更予定日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれかが文書により申し出をしない限り、その効力を継続する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年 4月25日

甲 仙台市青葉区支倉町2番48号
一般社団法人 仙台建設業協会

会長 深松



乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号
伊藤忠エネクス株式会社北日本エリア

支配人

増田俊二

